

# 復興特区法の課税の特例及び地方税の免除等に 伴う減収補填率の維持に関する要望

## 要望の要旨

特区法施行に伴う経過措置について、令和2年度時点で10分の10とされている固定資産税の減収補填の上限について、令和3年度以降も継続されるよう要望します。

## 要望の理由

復興特区制度について、令和3年度以降は、内陸地域に比べ復興が遅れている沿岸地域の産業復興を重点的に進める観点から、当市を含む沿岸地域を指定することが閣議決定されております。

被災企業の復興に向けた税制面からの支援のため、特区法施行による課税の特例及び地方税の課税免除等による減収補填の上限について、令和3年度以降の投資に係る課税免除を行った場合の減収額について、補填の上限10分の10が継続されるよう要望します。